

サン共同通信

2022年 5月号



Topics

補助金 事業再構築補助金の概要

新型コロナウイルス関連

支援金

事業復活支援金 中小法人等に最大 250 万円を給付

融資

経産省が「中小企業活性化パッケージ」を公表

特集

お客様インタビュー

日本料理 炎水 伊藤龍亮様

税制 法人も個人も、設立・開業したらまず青色申告!

不動産 不動産投資を行う場合のメリット・デメリットについて



事業再構築補助金の概要

このコラムを監修した税理士：笠岡 亮介



事業再構築補助金とは？

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売り上げの回復が期待しづらい中、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するために中小企業等の事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことが重要です。そのため、新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換、又は事業再編という思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。

補助額

会社規模や応募枠に応じて、補助額及び補助率は以下となっています。

補助額：100万円から最大1.5億円

補助率：補助対象経費の1/3 ～ 3/4

応募要件

応募要件は下記の通りとなります。各回の公募ごとに要件が若干異なりますので、公募要領を正確に確認する必要があります。

📄 必須申請要件

1. 売上が減っている

(a)2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1月～3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。

※上記を満たさない場合には、次の項目を満たすことでも申請可能。

(a')2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3か月の合計付加価値額と比較して15%以上減少していること。

2. 新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編に取り組む

- 事業再構築指針に沿った新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を行う。

事業再構築指針

▶https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/pdf/shishin.pdf



事業再構築指針の手引き

▶https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/pdf/shishin_tebiki.pdf



3. 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定する

- 事業再構築に係る事業計画を認定経営革新等支援機関と策定する。補助金額が3,000万円を超える案件は金融機関(銀行、信金、ファンド等)も参加して策定する。金融機関が認定経営革新等支援機関を兼ねる場合は、金融機関のみで構いません。
- 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(グローバルV字回復枠は5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(同上5.0%)以上増加の達成を見込む事業計画を策定する。
※付加価値額とは、営業利益、人件費、減価償却費を足したものをいう。

認定経営革新等支援機関

▶<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>



引用元

事業再構築補助金ホームページ

▶<https://jigyousaikouchiku.go.jp/about.php>



採択率

過去の採択率は、緊急事態宣言特別枠が60%程度、通常枠等の緊急事態宣言枠以外の応募枠が30%程度となっており、他の補助金制度と比べて難易度の高い補助金制度です。そのため、事業再構築補助金に精通した認定経営革新等支援機関に相談しながら事業計画書を作成することが重要です。

今後の動向

令和3年12月に成立した令和3年度補正予算において、令和4年度も引き続き継続することが予定されています。令和4年度には、第6回公募以降3回程度の公募が実施される予定です。サン共同グループでは認定経営革新等支援機関として特別チームを組成し、お客様の事業再構築補助金の申請支援を継続的に行っておりますので、お気軽に担当者までお問合せください。

▶サン共同グループ事業再構築補助金ページ
<https://tax-startup.jp/corona/jigyo-saikoutiku/>



事業再構築補助金

新分野展開 業態転換 事業・業種転換 事業再編 に取り組む **中小企業の経営者様**

全国対応 北海道 東京 横浜 名古屋 大阪 沖縄 博多

1次で採択された事業計画書のひな型を公開
事業再構築補助金申請を
 サポート致します!

成功報酬 5%~

最小 100万円
 最大 **1億円** の補助金が受けられます

代表 税理士 朝倉

中小企業診断士・税理士20名在籍、全国11拠点

事業再構築補助金第5回公募要領

申請期間：1月20日～3月24日18:00
 採択発表：令和4年5月下旬～6月上旬



支援金

事業復活支援金 中小法人等に最大 250 万円を給付

このコラムを監修した税理士：近藤 昂

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進んでいる状況ではありますが、残念ながらオミクロン型のウイルスによる再流行が広がっております。コロナによる事業への影響に困っている事業者の方も多く、弊社も連日、顧問先様から資金繰りについてのお悩みをお聞きしております。今回はコロナの影響を受けた事業者を支援する「事業復活支援金」制度をご案内いたします。比較的簡単に申請することができますので非常におススメです。

申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火) (申請期限が迫っているので、ご注意ください!)

給付対象

以下の要件を満たす中小法人・個人事業者が給付対象となります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

給付額

$$\text{給付額} = (\text{基準期間*1の売上高}) - (\text{対象月の売上高}) \times 5$$

*1 2018年11月-2019年3月/2019年11月-2020年3月/2020年11月-2021年3月のうちいずれかの基準月を含む期間

給付上限額

売上高減少率	個人事業主	法人(年間売上高ごとの区分)		
		1億円以下	1億円超 5億円以下	5億円超
50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
30%以上 50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

融資

経産省が「中小企業活性化パッケージ」を公表

このコラムを監修した担当者：小林 信仁



コロナ禍での資金繰りの徹底支援を継続するために、日本政策金融公庫のコロナ融資と、民間金融機関の危機関連融資(セーフティネット保証)の取り扱い期限が延長になりました。また、各金融機関に対して借入の返済条件の変更にも柔軟に対応するように要請しており、応諾率は約99%という実績が公表されておりますので、資金繰りについて相談しやすい環境下になっております。以下、今回の融資制度にかかわる変更点などをご案内させていただきます。

日本政策金融公庫 融資関連情報

売上高減少率	前月時点	2022年3月1日時点
創業融資の基準金利	2.36~2.85%	2.37~3.05%
コロナ融資の申込期限	2022年3月31日まで	2022年6月30日まで
コロナ融資(運転資金)の借入期間の上限	最大15年間	最大20年間に延長

コロナ融資とは？

- 借入から3年間は実質無利息、その後も約1.3%の低金利で融資を受けられる制度です。なお、3年間実質無利息の適用を受けるためには売上減少率に別途条件がございます。
- お申込みには直近月の売上と、1~3年前の同月売上を比較して5%以上減少している必要があります。(その他、特例的な比較方法もございます。)

民間金融機関 融資関連情報

売上高減少率	前月時点	2022年3月1日時点
セーフティネット保証4号認定の申請期限	2022年3月1日まで	2022年6月1日まで延長

セーフティネット保証4号とは？

- 自然災害等(コロナ等)の突発的事由により経営の安定に支障が生じている事業者への資金供給を図るための制度です。市区町村から認定を受ける事で、民間金融機関は貸倒れリスクをほぼ負わなくなりますので、事業者への融資が行いやすくなる仕組みになっております。
- 認定の申請には直近月の売上高が前年同期と比べて20%以上減少している必要があります。



“ **創業支援を通して融資を受けることができ、
とても感謝しています。** ”

日本料理 炎水 伊藤龍亮様

サン共同を知ったきっかけ

前職の同僚が独立するにあたりサン共同さんをお願いしたとのことで、私も話を聞いてみることにしました。初回の面談では、今の私の立ち位置や融資をどれくらい受けることができるかなど正直ベースに教えていただきました。出店をする側ですとやはり気になるのは、実際のところどれくらい借入ができるか。思っていた額より低くなってしまうと、様々な計画が変わってきてしまいます。結果、ほぼ満額となったので感謝しています。

これまでのキャリア・借入額について

私のこれまでのキャリアは20歳から日本料理の修行を開始し、最後の修行先である『日本料理 龍吟』で10年近く経験を積んできました。その後2020年12月に開業しています。

3つ星である龍吟での実績が評価され、創業融資で日本政策金融公庫から1,000万円。別の信用金庫から

3,000万円を借入することができました。
これも、龍吟に在籍していたことによる恩恵なので本当に心から感謝しています。

お客様の声

税理士の矢山先生は、打ち合わせの際に税務のことのみならず、使用している陶器や料理に関する事など聞いてくださり、お店のことを知ろうとしてくれている姿勢が伝わってきました。料理が好きな人のほうが安心してお店のことも任せられますし、経営の根底に関わってくださる方が親身だとこちらも更に頑張ろうと思えます。飲食などサービス業に特化をしているので、事例など教えていただくこともあり頼りにしています。



今後の目標

現在は少人数のスタッフで店を切り盛りしていますが、調理人・サービススタッフを更に雇用することで店全体を強化し、更なる高みを目指してより良い店をみんなで作っていく事です。

お店のご紹介



日本料理 炎水

<https://nihonryori-ensui.com/>
〒153-0061 東京都目黒区中目黒 1-5-12 ATRIO1F
Tel. 03-5860-7530



日本料理店『龍吟』で10年近くキャリアを築き、副料理長まで務めた伊藤龍亮シェフ。店名である炎水は、炎=炭火、水=出汁を表しており、一番出汁は客前で鰹節を削り、目にも舌にも風味豊かさを感じ取れる。『ミシュランガイド東京 2022』において一つ星を受賞。



法人も個人も、設立・開業したらまず青色申告!

このコラムを監修した税理士:新井 泰

青色申告とは、1年間の所得を正しく計算し納税するための制度です。青色申告を行うためには、税務署への届出が必要であり、収入や経費に関する取引を会計ソフト等により複式簿記で記帳することが必要になりますが、青色申告による場合には、法人・個人事業とも過去の赤字を今年の利益と相殺でき、個人事業の場合には所得から最大65万円が控除できるなど白色申告に比べて節税効果があります。

法人の青色申告のメリット ※中小法人前提

欠損金の繰越控除	最大10年間の過去の赤字(欠損)を当期の費用とみなして所得と相殺できます。例えば、前期の欠損金が100万円、当期の所得が100万円であれば、当期の課税所得は0円となり法人税は発生しません。
欠損金の繰戻還付	前期が黒字で法人税を納付しており、当期が赤字(欠損)である場合に、2期通算すれば前期の法人税は発生しなかった(少なかった)と考えられることから、前期に納付した法人税の全部又は一部の還付を受けることができます。
少額減価償却資産の損金算入	1ヶ30万円未満の資産を購入した場合に、耐用年数に応じた償却が必要な減価償却資産とせず、即時償却(消耗品費処理)ができます。
貸倒引当金	売掛金・貸付金等の貸倒れによるリスクに備え、損失の見込み額を引当金として一定額を費用計上することができます。
特別償却、税額控除	機械や設備を取得した場合の特別償却又は税額控除、前年度より一定の従業員の給与の支給額を増加させた場合の税額控除等を受けることができます。

法人の青色申告承認申請書の届出期限

青色申告承認申請書の届出期限は、青色申告を適用しようとする事業年度開始の日の前日まで(新設法人の場合は、設立日以後3ヶ月を経過した日と当期決算日とのいずれか早い日の前日まで)

個人の青色申告のメリット

青色申告の適用があるのは、事業所得、不動産所得、山林所得を営む個人事業主です。会社員などの給与所得者でこれらの所得がある場合にも青色申告が適用できます。

個人の青色申告のメリット

青色申告の特別控除	65万円(e-Taxによる電子申告又は電子帳簿保存を行わない場合には55万円)又は10万円の特別控除が受けられます。不動産所得者は65万円又は55万円の控除を受けるためには一定の基準があり、また、山林所得者は10万円の控除となります。
青色事業専従者給与	所得税法上、原則として、家族に支給した給与は経費とすることはできませんが、青色事業専従者給与の届出書を提出することで必要経費とすることができます。
損失の繰越控除	過去3年間の赤字(損失)を今年の利益と相殺できます。
少額減価償却資産の 必要経費算入	1ヶ30万円未満の資産を購入した場合に、耐用年数に応じた償却が必要な減価償却資産とせず、即時償却(消耗品費処理)ができます。
貸倒引当金	売掛金・貸付金等の貸倒れによるリスクに備え、損失の見込み額を引当金として一定額を費用計上することができます。
特別償却、税額控除	機械や設備を取得した場合の特別償却又は税額控除、前年度より一定の従業員の給与の支給額を増加させた場合の税額控除等を受けることができます。

個人の青色申告承認申請書の届出期限

青色申告による申告をしようとする年の3月15日まで
(1月16日以後に新たに事業を開始した場合は、その事業を開始した日から2月以内)



不動産投資を行う場合のメリット・デメリットについて

サン共同アセットマネジメント株式会社 取締役 田中 彰一

不動産投資を行うのはなぜ？

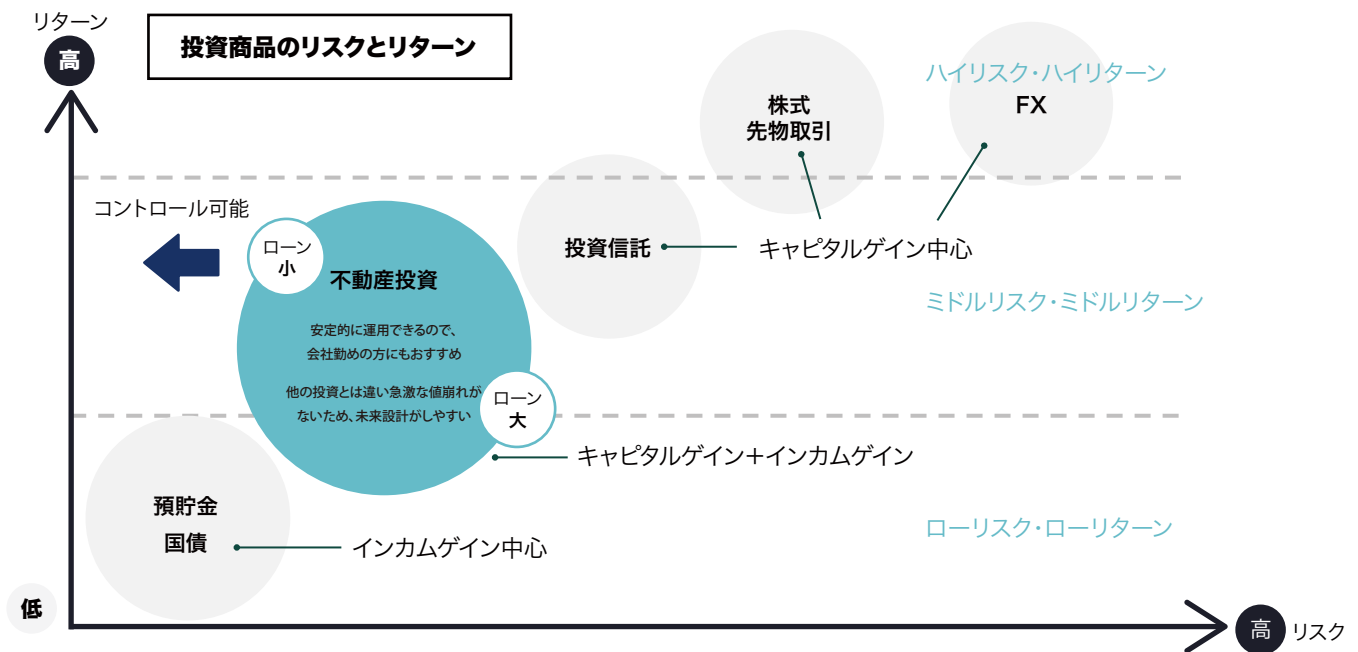
不動産投資は賃貸料収入・不動産譲渡時のキャピタルゲインによる投資利益のために行いますが、その他節税、資産分散、資産形成、老後の備え、保険の代わりなどの効果もセットとなる投資手段です。不動産投資を実施しても、必ずしも利益を獲得できるわけではありませんので、投資リスクを適切に理解・コントロールしたうえで、慎重に投資判断を行う必要があります。今回は不動産投資のメリットとデメリットについて解説致します。

主な目的は、節税と資産形成

- 🏠 節税
- 📊 資産分散
- 🏢 資産形成
- 👤 老後の備え
- 🛡️ 保険の代わり

不動産投資のメリット

- 減価償却を通じて早期に費用化することで税金費用が繰延べられる
- 相続税の節税となる場合がある
- 比較的安定した投資収入を得ることができる
- 他の株式投資やFXなどの投資商品と比べて煩雑な管理は必要なく、価格の変動リスクが低い



不動産投資のデメリット

- 空室リスクがある。
- 投資する物件によっては売却の際に苦勞することがある(例:築年数が古い物件に投資すると売却時に買手側で銀行の融資が付きにくい等)。
- 毎年の確定申告が必要

サン共同グループでは、不動産のご紹介のみでなく、そこから1歩踏み込んで税金を含めた投資利回りに関するアドバイスも行っております。是非お気軽にご相談ください。



ホームページ <https://san-kyodo-tax.jp/>



代表朝倉のつぶやき  @asakuraayumu

twitterやっています! 質問箱も受け付けているので
税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひ
フォローしてください!

拠点一覧

青山オフィス

〒107-0062
東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館15階

板橋オフィス

〒173-0013
東京都板橋区氷川町26-5 栄ビル1F

北千住オフィス

〒120-0034
東京都足立区千住1-4-1 東京芸術センター10階

八王子オフィス

〒192-0081
東京都八王子市横山町9-11 小泉ビル4階

日本橋オフィス

〒103-0023
東京都中央区日本橋本町2-6-1 日本橋本町プラザビル2F

五反田オフィス

〒141-0031
東京都品川区西五反田1-26-2 五反田サンハイツ306

横浜オフィス

〒220-0012
神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-1 みなとみらいセンタービル19階

西宮オフィス

〒663-8112
兵庫県西宮市甲子園口北町23-10

沖縄オフィス

〒901-2225
沖縄県宜野湾市字大謝名215 レキオスクエア 2-D